

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

平成31年3月22日（金）

開会 9時00分

閉会 10時52分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、原田佳子委員
大森達也委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当）梅村和弘

次長（学校教育担当）宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当）森下宏也

次長（研修担当）山本嘉

教育総務課 課長 榎屋眞

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

教育政策課 課長 辻成尚、課長補佐兼班長 上村和弘、主幹 星野浩行

高校教育課 課長 徳田嘉美、課長補佐兼班長 井ノ口誠充

指導主事 一尾哲也

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 山北正也

班長 奥山充人、主幹 水谷匡利

学力向上推進PT 担当 課長 吉村元宏、課長補佐兼班長 水野和久

指導主事 竹尾到

人権教育課 課長 宇仁田元、班長 若山公治

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第56号 公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第57号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第58号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第59号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第60号	三重県教育改革推進会議の委員の任命について	原案可決
議案第61号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第62号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第63号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第64号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決

6 報告題件名

	件名
報告 1	平成30年度みえスタディ・チェックの結果について
報告 2	人権学習指導資料（中学校）「みらいをひらく」について
報告 3	三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策について
報告 4	不祥事根絶の取組について
報告 5	平成31年度事務局職員の人事異動報告について
報告 6	平成31年度県立学校の人事異動報告について
報告 7	平成31年度市町立小中学校の人事異動報告について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（3月7日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第56号から議案第59号を審議し、公開の報告1から報告4の報告を受けた後、非公開の議案第60号から議案第64号を審議し、報告5から報告7の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第56号 公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

(中村福利・給与課長説明)

議案第56号 公立学校職員の給与及び手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則案

公立学校職員の給与及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由

公立学校職員の給与及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。新旧対照表方式の規則案となっております。改正箇所は2カ所で、1つ目が勤務時間1時間当たりの給与額を算定する際の関係規定である第17条の3です。勤務時間1時間当たりの給与額は、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給する際に、その者の年間給与額から1時間当たりの給与額を算定し、時間外等の時間数を乗じて支給するために必要となるものです。

この第13条の3の改正は、規定の整備です。2つ目が、「別表第4 特別の地域に所在する学校指定表の改正」ですが、この別表は、へき地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる学校のうち、特別の地域に所在する学校を指定しております。

改正理由等は、2ページの「規則案要綱」で説明させていただきます。「1 改正理由」小学校の統合による、へき地学校等の指定の見直しを行ったこと、これが別表第4の改正になります。及び55歳を超える職員の給料月額等に関する特例措置（給料月額等の1.5%減額の終了（平成31年3月31日））に伴い規定を整備する。これが、17条の3の改正でございます。

「2 改正内容」（1）小学校の統合による、へき地学校等の指定の見直しに伴い、特別の地域に所在する学校指定表を改める。

このたび、尾鷲市の三木小学校、三木里小学校、賀田小学校の3校が、平成31年4月に賀田小学校に統合されることになり、指定の見直しを行ったところ、賀田小学校が特別の地域に所在する学校に指定される要件を満たしたため、別表第4に加えようとするものです。

なお、へき地学校等の指定は、おおむね6年ごとに全体の見直しを行っておりますが、学校の新設移転や今回のように統合があった場合は、その都度、行うことになっております。

（2）55歳を超える職員の給料月額等に関する特例措置の終了に伴い、所要の改正を行うとしております。

特例措置とは、「1 改正理由」の括弧書きにございますように、給料月額等の1.5%の減額措置のことを言います。

具体的に説明しますと、この措置は、国に準じて県人事委員会勧告に基づき、平成22年12月1日から導入されておりました。これは、50歳代後半層の公務員給与と民間給与を比べると、公務員のほうが一定程度高いということで、行政職給料表の6級相当以上、教育職の場合は、4級校長の職員で55歳に達した後の4月1日から

給料月額 1.5% を減額して支給するものでございました。

その後、平成27年4月からの給与制度の総合見直しというのが行われ、給料表全体の水準を引き下げまして、その代わり、地域手当を上げましたが、この際に、50歳代後半層の公民給与の差は、この給料表の引き下げで、給料表そのものの構造によって対応することとしまして、この給料表の引き下げに伴って、現給保障措置がとられておりましたが、それはこの平成30年度末をもって終了することになりまして、これと同時に、55歳を超える職員の給料月額等の 1.5% 減額措置も終了することになっておりました。

今回の規則改正は、この 1.5% 減額措置を規定しております給与条例の附則第14項というのがそれですが、その適用がなくなるため、この規定を引用している部分を削除するという規定の整備を行うものでございます。

「3 施行期日」、平成31年4月1日としております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第56号については、いかがですか。

【採決】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

・審議事項

議案第57号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第58号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(徳田高校教育課長説明)

議案第57号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

3ページの規則案要綱の「1 改正理由」をご覧ください。平成30年3月に、高等学校学習指導要領の全部が、平成31年2月には、特別支援学校高等部学習指導要領の全部がそれぞれ改正され、平成31年4月以降に、高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒から、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」と改め実施することとなりました。

また、三重県立学校の学科の募集の停止と改編を行いましたので、それらに伴って関係する規定を改正いたします。

改正内容を説明いたします。「2 改正内容」(1)のとおり、単位の認定について定めた第34条を改めます。具体的には、1ページに戻っていただきまして、改正案をご覧ください。表の下の欄、改正前では、「総合的な学習の時間」とあるのを、上の欄、改正後では「総合的な探究の時間」と改めました。また、改正前では、「総合的な学習の時間の学習活動を行い、その成果が総合的な学習の時間の狙いから見て、満足できると認めた場合に、単位を認定する」とあるのを、学習指導要領の文言に従って、改正後では、「教科科目と同様に履修し、目標から見て満足できる場合に単位を認定する」と改めました。

次に、3ページに戻っていただきまして、規則案要綱の「2 改正内容」(2)をご覧ください。県立学校の学科の募集停止と改編に伴って関係する規定を改正いたします。

もう一度、1ページの改正案に戻っていただきまして、改正案の別表1をご覧ください。県立明野高等学校の流通科学科について、募集停止に伴いまして、これを削除いたします。また、県立伊賀白鳳高等学校の「工芸デザイン科」を「建築デザイン科」に変更いたします。

施行期日につきましては、2ページの附則1のとおり、平成31年4月1日からいたします。なお、総合的な探究の時間は、平成31年4月以降の入学生から実施するものであり、現在、在学している生徒は、引き続き、総合的な学習の時間を履修すること、また、編入学する者の中には、総合的な学習の時間を履修する場合もあることをふまえ、附則2を設けました。

また、附則3は、学科の募集停止及び改編後も、現在の学科に在籍する者がいなくなるまでの間は、現在の学科が存続することを規定したものです。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案につきましては、以上です。

引き続きまして、関連いたします議案第58号につきまして、提案をいたします。

議案第58号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページの「規則案要綱」の「1 改正理由」をご覧ください。先ほど説明いたしました三重県立学校の管理運営に関する規則の改正案と同様に、高等学校学習指導要領に伴い、関係する規定を改正いたします。

具体的には、1ページの「改正案」をご覧ください。先ほどと同様に、改正前の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」と改めました。

また、「総合的な学習の時間の学習活動を行い、その狙いから見て満足できると認められた場合に学位を認定する」という表現につきまして、「教科活動の科目と同様に履修し、目標から見て満足できる場合に単位を認定する」と改めました。

施行期間につきましても、先ほどと同様に平成31年4月1日からです。

また、編入する者の対応につきまして、先ほどと同様の理由から、附則2を設けてあります。

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案につきましては、以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

【質疑】

教育長

それでは、議案第57号と議案第58号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第59号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（早川教職員課長説明）

議案第59号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成31年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ2ページに規則案の新旧対照表がありますが、3ページの要綱をご覧ください。今回の規則改正については、「2 主な改正内容」をご覧くださいと、平成30年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴い、「全国高校総体推進課」を廃止します。

次に、「三重県立学校体育施設の使用料に関する条例」が制定されたことに伴い、この対応として、「保健体育課」の分掌事務にこれを規定します。

3は、平成29年度特別支援学校整備推進監を廃止したことにより、この部分の規定を削除いたします。

また、これに伴う条ずれに対応して、今回、規則案を改正させていただきます。

【質疑】

教育長

議案第59号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 平成30年度みえスタディ・チェックの結果について (公開)

(吉村学力向上推進プロジェクトチーム担当課長説明)

報告1 平成30年度みえスタディ・チェックの結果について

平成30年度みえスタディ・チェックの結果について、別紙のとおり報告する。平成31年3月22日提出 三重県教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム担当課長。

本年度実施した、みえスタディ・チェックの結果について、分析を取りまとめましたので、報告させていただきます。本結果については、県教育委員会のホームページで公表をする予定でございます。

資料の1ページをご覧ください。平成30年度みえスタディ・チェックの概要についてご説明申し上げます。「1 目的」「2 実施日及び対象学年・対象教科、実施校数」については、資料掲載のとおりです。本年度の「みえスタディ・チェック」につきましては、第2回にこれまでとは異なる改善を加えて実施しましたので、第2回の結果を中心に報告させていただきます。

「3 第2回みえスタディ・チェックについて」の欄をご覧ください。まず、改善点でございます。第2回は、4月実施からの定着状況の確認や経年での比較検証ができるよう、これまでの「みえスタディ・チェック」や「全国学力・学習状況調査」の問題を活用し、同一、同趣旨の問題で作成しました。

今回の結果を活用した取組としまして、学校や市町教育委員会が、設問別に過去の状況と比較検証する中で、できていないことをできるようにする取組を速やかにできるように、まず、市町教育委員会に、これまでの学校ごとの過去の正答率の状況や、今回の正答率の状況を示しました。そして、それに対応したワークシートを市町教育委員会に提供してきました。

市町教育委員会では、県が提供した正答率の一覧を活用して、所管する学校の状況について、設問ごとの状況を個票にするなどして学校に届け、支援を進めているところでございます。

学校では、そういった情報のもと、自校での分析結果をもとに子どもたちのできていないところを設問別に把握する中で、子どもたちの理解と定着の状況等を更に克服するよう取組を進めているところでございます。

2ページをご覧ください。「4 第2回みえスタディ・チェックの各教科の改善状況」についてでございます。まず、教科別の正答率の状況を示しました。この表は、小学校5年生、中学校2年生を教科別に示しております。それぞれ、まず、小学校5年生のところで見ますと、過去の平均正答率を示したものと、今回の平均正答率を示したものの、その数値を見ますと、国語について、改善状況としては、4.8ポイント、過去の状況より改善しております。

そのように見ていきますと、小学校国語・算数、中学校の国語・数学とも改善状況にあるといったことが言えます。

そして、「(2) 教科別の改善された設問数」で改善された設問は何問あるかといったことを示した表です。そうすると、小学校においては、例えば、国語で64.7%、算数は66.7%、中学校においては75%、数学においては82%といった形で、設問の改善された割合としては、このような形になっております。

全体として改善はしてきていますが、設問別に見ていくことが必要になってきます。それを示したのが(3)でございます。この設問別の改善状況として、今回の問題、先ほど申し上げたとおり、過去の設問を使っておりますので、まず、「みえスタディ・チェック」の第1回実施、4月に中学校2年生と小学校5年生が実施した問題で比較検証しました。そうすると、小学校の改善状況の欄をご覧くださいますと、大きく35%といった形で改善が図られてきています。4月にできていなかった問題が、これだけの割合でできるようになってきているということが表れていると思っています。

中学校においても、数値としては大きくなっております。ただ、中学校数学の1(5)、これは割合につながる問題ですが、この点が改善幅としては小さくなっています。

3ページをご覧ください。全国学調、6年生や中学3年生が4月に受けた問題で見ると、4月に実施した、同じ問題で見た場合よりも改善幅は小さくなっています。

例えば、小学校の算数で、 $12 \div 0.8$ という式で求められる問題を、選択する問題ですが、6年生の状況よりもマイナスの数値になっています。

中学校では、全ての設問で改善はされているのですが、その改善幅としては小さいといったことが見えてきます。国語の例えば「心を打たれる」という意味、慣用句を捉えていくことであるとか、度数分布多角形の特徴を説明するような問題で改善が更に小さいかと捉えています。

そして、③の「その他の設問で過去からの改善が図られていない設問」を抽出しました。そうすると、小学校のところで、例えば、登場人物の気持ちについて自分の考えをまとめること、これは、これまでも課題としてきているところですが、そういった点であるとか、中学校でも慣用句の問題等が改善されていない状況にあります。

そして、小学校算数の1(1) $6 \div 0.5 \times 2$ という四則計算、中学校の2 / 5×0.6 といった基本の計算の問題ができていないことが明らかになってきています。

4ページをご覧ください。4ページは、各教科における分析総括として、子どもたちができていない点を一覧にまとめたものです。

(2) 理科につきましては、第2回実施がありませんので、第1回の実施のときの結果として総括をしています。その中で見ていきますと、課題としては、考察を分析することについては、小中学校とも課題があると言えます。

中学校においては、これまでも問題視されてきていますが、割合につながる質量パーセント濃度の問題ができていません。

以上が、この結果の分析総括と結果概要でございます。

5ページをご覧ください。5ページ以降では、それぞれの結果を各教科で改善につなげられるよう、それぞれ校種別、教科別で資料をまとめました。各教科の分析について、小学校国語・算数・理科、中学校国語・数学・理科の順にまとめております。

この項目につきましては、その資料の構成を中心に説明をさせていただきます。まず、「1 集計結果」として、平均正答率や平均正答数の分布グラフ、全体概況を捉えられるようにまとめております。

6ページをご覧ください。6ページでは、第2回の改善状況として、教科における平均正答率や改善された設問数、これは先ほど、概要のところでも説明させていただきましたが、教科別のものとしてまとめております。その中で、各教科のところでは、「(3) 設問別の改善状況」として、全設問を一覧にしてまとめました。その中で、例えば、学習する学年であるとか、過去の出題などを示しながら、各学校で、あるいは家庭でこういった問題を捉えていけるように全体を示したものでございます。

そして、それぞれ、第1回からの比較検証等を教科別にまとめております。

(4)あるいは(5)として、それらの問題を設問区分別や学習学年別でまとめ、表として掲載しております。

8ページをご覧ください。なかなか改善が図られない問題、特に課題が見られる設問として、4年生5年生の設問をそれぞれ1問ずつ例に挙げて、解答類型別の解答状況であるとか、指導のポイントを示しました。

10ページをご覧ください。10ページでは、その問題に対するワークシート、このワークシートにつきましては、授業改善サイクル支援ネットでも提供して、ダウンロードできるようにしております。そういったことで速やかに子どもたちが理解の定着につながられるよう、学校で取組が図られるように支援していきたいという思いから、このような資料としてまとめたものでございます。

11ページ以降が、小学校5年生に関する設問解説です。以降、小学校算数・理科、中学校国語・数学・理科について、資料を掲載しました。

今後、子どもたちが学習指導に求められる力を十分に身につけられるように、各学校でできなかったことができるようにしていく、そのような取組が進められるにしていけることが必要だと考えています。

各学年、あるいは各学校の組織的な取組として、年度内に、あるいは年度当初に子どもたちが十分力を身につけられていくように市町教育委員会と連携しながら、取組を支援していきたいと考えているところです。

また、今後、4月実施のみえスタディ・チェックであるとか、全国学調の結果とも合わせて授業改善につながるように、学校を支援していく取組を進めていきたいと考えています。

平成30年度みえスタディ・チェックの結果についての報告は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

いろいろ貴重なデータを整理していただいてありがとうございます。

2ページと3ページのところですが、結果を公表するという事なので、お伺いというよりリクエストをしたいのですが、2ページの方は、同じ子どもたちが4月とそ

の次の段階でどれほど改善したかということですね。3ページの方のデータは、違う子どもたちですね。続いているので、何に問題があるかということのコメントがあるといいかと。3ページのほうが、-22.6%だったり、-9.3%だったりするので、これは2ページと同じ流れで理解すると、理解度がかえって下がってしまったのではないかという誤解を生む可能性があるのですが、これは3ページのもは、学年が違うけれども、その学年の前の学年に受けたときの結果から、次の学年への例えば引き継ぎとか、あるいは校内でここは弱点だということで指導が十分でなかったりとか、そういう問題が、この3ページの結果から言えるんじゃないかということ、何かコメントがあるといいかなと。データはわかるんですが、その表をどう読めばいいのかというポイントみたいなことがどこかにコメントされているといいかなと思いました。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

この-22.6%といったところにつきましては、ご指摘のように改善は考えていきたいと思いますが、この-22.6%という数字には、理由がございます。6年生の子たちは選択肢の問題でしたが、この子どもたちには記述させました。だから低かったということの理由にしてはだめだと思いますが、その点で漢字を今、書けない状況にはあることは事実であると思っています。

森脇委員

わかりました。ありがとうございます。

原田委員

改めて、この「みえスタディ・チェック」の各学校での実施と活用の仕方についてお尋ねしたいのですが、2月に外国人の子に関する学校訪問ということで、松阪の小学校を訪れた際に、「みえスタディ・チェック」を実施した後の授業をたまたま見学させていただいたのですが、「みえスタディ・チェック」をする、その後の答え合わせみたいところは、各学校に任されているものなののでしょうか。それか、必ずこういう指導方法で答え合わせをしてくださいということで、そういったところまで指示がしてあるものなののでしょうか。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

やはり市町教育委員会をとおして話をしていることは、できなかったところの問題について、ワークシート等を活用して指導を進めてほしいということです。授業等においても、見ていただいたのは小学校の話だと思いますが、そういった指導を進められていくことが望ましいという形で、できる限り、できないところをできるようにする取組を進めてほしいということを伝えているところです。この問題を必ずやりなさいというところまでは、学校状況が違いますので、市町教育委員会と設問後で話をする中で、さらに市町教育委員会からも、この問題でという話があるかもしれませんが、学校でそれぞれ状況を捉えて指導につなげてほしいといことは伝えているところです。

原田委員

私も外国人の子に関する学習の仕方についてというのが主なテーマだったので、そこまで学校サイドには質問をしなかったのですが、時間割が午前中みえスタと書いてありました。答え合わせをしているような感じだったので、ダイレクトにすぐ一つの

漢字をどんなイメージで思い浮かべるかみたいなことを先生がやってらっしゃったのですが、もう少し工夫が必要かなと。もう少し具体的な指導方法があったほうが、先生たちもこのみえスタをより活用できるし、どういったところを改善してほしいかというのを「みえスタディ・チェック」に先生方も求めるのじゃないかと感じたので、改善を見られている状況下のもと、更なる改善をとるところであれば、その結果を分析することとともに、指導方法が非常に重要なのではないかと感じたので、今、質問とご報告という形でさせていただきました。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

そういったところで全ての設問ということではないのですが、例えば、資料の9ページのところで、一つの問題を解説して、その問題の指導のポイントはどうであるかということを示しながら指導資料として提供している取組を行っています。

原田委員

こういったところがしっかり周知徹底して趣旨を理解してもらってというところが、今後の取組として重要かなと感じました。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 人権学習指導資料（中学校）「みらいをひらく」について（公開）

（宇仁田人権教育課長説明）

報告2 人権学習指導資料（中学校）「みらいをひらく」について

人権学習指導資料（中学校）「みらいをひらく」について、別紙のとおり報告する。

平成31年3月22日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長。

三重県教育委員会では、平成29年3月に「三重県人権教育基本方針」を改定、翌30年3月に人権教育ガイドラインの作成をし、学校における人権教育の推進を行っているところです。

今回、差別解消にかかわる法律の施行など、社会状況の変化に対応した人権学習の指導を授業等で行えるよう、本指導資料を作成しました。

別紙をご覧ください。まず、「1 作成の目的」のとおり、本指導資料の目的は、三重県人権教育基本方針に示しております個別的な人権問題に関する理解、認識を深め、「自他の人権を守る実践行動ができる力」を育成することです。

「2 作成の方法」として、人権教育に関する広い見地と専門性を持つ「公益社団法人三重県人権教育研究協議会」に業務を委託しました。そこで中学校教職員で構成する作成検討委員会において作業を進めてきました。作成検討委員の在籍校でこの学習展開例を使って授業を行い、検証を行うなどとともに、大阪教育大学の森実教授に監修をお願いいたしました。また、関係機関などからも専門的見地での意見を聴取しております。

それでは、「3 構成及び特徴」について説明をさせていただきます。冊子「みら

いをひらく」をご覧ください。まず、表紙を開くと目次がございます。左ページより【部落問題】、【障がい者問題】、【外国人】、【子ども】、【女性】にかかわる個別的な人権問題、右にいきますと、さまざまな人権にかかわる問題を解決するための教育といたしまして、高齢者、患者など11の課題を取り扱っております。

次の1ページには、「はじめに」、隣の2ページには、「監修にあたって」、11ページをご覧ください。また、「活用にあたって」というところがございます。15ページから学習展開例を掲載しています。

それでは、この学習展開例の中からいくつか説明をさせていただきたいと思います。まず、21ページをご覧ください。「権利と自由の保障」と題しまして、教育を受ける権利の保障、職業選択の自由の保障につなげまして、平成28年に施行いたしました「部落差別解消推進法」について取り上げております。

24ページをご覧ください。この法律の目的を知るとともに、差別解消のためには学習が大切であることを生徒が認識できるような展開を構成しております。ご覧のように授業で活用しやすいようにワークシート形式としております。黒字で生徒への指示や質問を示し、青字で教員向けに指導上の留意点を示しております。青字の斜体字は、予想される子どもの反応例などを記載しました。

また、これにつきましては、子ども、学校の実態がさまざまですので、教職員が指示や質問を自由にアレンジできるように word 形式でのデータファイルも、この冊子とともに配付をしたいと考えています。

指導資料の33ページをご覧ください。こちらは、「障がい者の権利保障のために大切なこと」と題しまして、「障害者差別解消法」であるとか、あるいは、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」などの基本的な考え方である障がいの社会モデルについて生徒が学べるようにしてございます。

続きまして、41ページは、「ヘイトスピーチ解消法」（平成28年施行）について、当事者の思いであるとか、大阪市のヘイトスピーチ対処条例の策定の経緯などを知ることとおして、差別解消に向けた取組の重要性を生徒が理解できるようにしてございます。

次に、63ページは、昨今の報道でもジェンダー・ギャップ指数などの結果について出されているところですが、それらの結果をもとに男女共同参画社会の課題や重要性を学べるようにしてございます。

もう一度、別紙に戻っていただきまして、別紙の「4 配付について」をご覧ください。本指導資料は、県内の全中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部に配付をいたします。そのほか、県立学校と小学校にも参考資料として送付をする予定でございます。

最後、「5 活用促進」についてということで、今後は、ホームページ、管理職や人権教育担当者を対象にした研修会、また、初任者を対象にした研修会などで周知・説明を行ってまいります。また、指導資料活用のための教職員向け活用講座の開催を予定しております。そういったことと合わせて、各市町教育委員会との連携の中で、学校での活用促進を今後、図っていききたいと考えています。

以上、人権学習指導資料（中学校）「みらいをひらく」について、報告とさせてい

たきます。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告3 三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策について

三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策について、別紙のとおり報告する。平成31年3月22日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1枚おめくりください。本県の障がい者雇用については、その算定にあたり、状況調査を実施してまいりました。しかしながら、手帳そのものを直接確認しなかったこと、これまでの調査を正しいと思い込み、疑うことなく実施してきたことなどの危機管理意識の不足、制度の重要性の認識、関係法令の理解が不十分であったことから、その算定に誤りがあり、雇用率を充足していたとする26年度以降も下回る状況であり、このことは、障がい者の雇用の機会を奪うことになりました。

今後、所属長が職員から手帳の提示を受け確認する、様式に手帳の内容に基づき記入することなどを端的にわかりやすく明記するなど調査方法は見直し、再発防止を徹底します。

また、障がい者が働きやすい環境づくりに取り組むため、「三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム」を設置し、これまで4回開催してまいりました。障がい者雇用に対する理解促進、障がい者一人ひとりに応じた業務、勤務形態、相談体制等、職場定着の取組などについて協議しました。

このチームでの協議、法令、障がいのある方の勤務の状況や意見、勤務する所属として行っている対応状況、既に退職した方が退職に至った理由、団体の意見を踏まえ、この推進方策を取りまとめ、今後、この方策に沿って取組を進めてまいります。

1ページの下段でございます。「1 基本的な考え方」として、「共生社会の実現」、障がい者が働くことを通じて社会参加し、やりがいを持って生き生きと暮らせることを基本に据え、障がい者雇用を的確に推進し、障がいのある職員にとって働きやすい環境づくりに取り組むことにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現につなげてまいります。

障がい者が働きやすい環境整備として、職員が共生社会実現の意義、障がい者に対する理解を深めるとともに、一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方、内容、サポート体制を工夫し、個性と能力を發揮して働き続けられるよう、環境整備を進めてまいります。

2ページをご覧ください。具体的に障がい者雇用の推進方策として、2番からこの方

策に沿って進めてまいります。まず、障がい者に対する理解ということで、教育委員会や学校において、共生社会実現の意義、障がい者に対する理解の重要性についての認識を深める取組として、所属長を対象とした研修会、職場における理解促進、児童生徒、保護者への理解促進などの取組を行います。

3ページをお願いします。障がいのある職員一人ひとりに応じた業務ということで、障がいのある職員が、やりがいを持って働くことができるよう、一人ひとりが置かれている状況を踏まえた業務内容、業務の進め方、業務分担を工夫します。職場での能力を発揮していただくこと、業務への参画意識等に取り組みます

サポート体制の整備です。障がいのある職員が職場に定着し、長く働き続けるため、相談や話がしやすい環境の整備、外部専門機関のアドバイスを受ける取組など、サポート体制を整備します。

共に働きやすい職場づくりとともに、職場での相談体制として、職員をサポート者として位置づけ、困ったときに迷わず相談できる体制を整備いたします。

4ページをお願いします。また、非常勤職員への採用当初での説明等のアドバイス、事務局に相談窓口を設置する等を行います。

「(4)障がいのある職員一人ひとりに応じた働き方」、障がいのある職員が、その能力を発揮し、継続して働くことができるよう、勤務時間、勤務形態の工夫をいたします。また、例えば柔軟な勤務形態の検討、勤務時間の短縮、勤務日数の縮減、始業時刻の繰上げ、繰下げ等の勤務制度について検討を進めてまいります。

5ページです。学校は多くの職員を教員で占めておりますが、この職員の雇用拡充ということで、教員をめざす障がい者が、本県の採用試験に応募していただくよう、広報活動、資格の見直し、新たな形態での任用の検討など、雇用拡充に向けた取組を行います。

受験資格の見直しでは、31年度実施、来年の教員採用試験から介助者なしに職務を遂行できるという項目を削除し、介助者の必要な採用者には、介助者を県教育委員会が確保するとともに、具体的な介助の方法、職務遂行の配慮について対応をさせていただきます。

最後に6ページです。推進方策の実施状況の確認ということで、この方策が各所属で適切に行えるよう、実施状況を確認します。所属からの報告とともに、取組の検証も行います。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

黒田委員

念のために聞かせてください。今回の障がい者雇用の問題というのは、もともと人数を把握する確認が不十分だったということが大きな問題点ですね。そこを改善するのが最も今回の重要なところだとは思いますが、プラスアルファで障がい者雇用の推進方策を立てていくと、多くがその方策になってはいるのですが、これは、これまでなかなか着手できていなかったことを、今回のことをきっかけとして組んでいるので

すか。

教職員課長

これまでも取り組んでいることもありますが、今回、それまでに加えて、いろんな研修会の実施とか、サポーターを置くとか、採用試験でも新たな検討を始めるということで、これまでのことと、これまでに加えて新たな取組というのもございます。

黒田委員

ちなみに、この推進法策の中で何割ぐらい、新たにつくられているものですか、これを機会に。ざっくりでいいんです。

教職員課長

特に先ほど申しました研修会、サポート体制等は、今まで置くことが明記してなかったもので、相当新しい部分と思っております。

教育長

パーセンテージはよろしいですか。

黒田委員

大丈夫です。

木平副教育長

多くは、例えば、職場でのサポート体制というのを、サポーターを位置づけるとか、あるいはしっかり所属長が認識するというのを、申し訳ないんですが、学校任せとか人任せになっていたところが多いので、多くは改めて作り直し、仕組みとしてしっかりやっていこうというのが殆どです。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 不祥事根絶の取組について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告4 不祥事根絶の取組について

不祥事根絶の取組について、別紙のとおり報告する。平成31年3月22日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1月の定例会で不祥事根絶の取組についてご報告をさせていただきました。

その後、具体のところまで取り組んで進んできたところ、それから、31年度になってからやること等、ご説明をさせていただきます。

「1 不祥事の分析および対応策」です。学校での児童生徒へのわいせつ行為、飲酒運転、交通事故、体罰、個人情報取扱い等について、発生に至るまでの経過をたどり、問題の根本はどこにあるのか、その場面でどのような対応をとるべきであったかを分析し、これらを取りまとめて学校に周知し、再発防止を徹底します。

「(1) 児童生徒へのわいせつ行為」として、こういう事例具体の事例があった中で、その分析として、スマートフォン等の普及により、児童生徒からの悩みにSNS

やメールが用いられるようになり、教職員と児童生徒が一对一の関係で連絡を受ける、逆に教員からも連絡できるという環境にあり、児童生徒から連絡を受けた教職員が、自分だけが信頼されていると錯覚し、一人で対応していたというのがあります。

そのため、対応策として、相談を受けた教職員は、管理職に報告する、複数で対応する。児童生徒に対し一对一の指導が必要な場合は、密室の状態になることを避ける、SNSやメールで児童生徒と公務上必要な連絡以外を行わない、また、必要がなくなった個人情報削除する、等を考えました。

2 ページ、飲酒運転です。同じくこういう事例があって、その分析として、車を飲酒後に運転できる場所に駐車し、飲酒により正常な判断ができない状態で車に乗り込んでいる。帰宅するかどうか迷いながら飲酒を行っている等があります。

そのため、対応策として、例えば、飲酒前、飲んだ後に運転ができないような状況をあらかじめつくっておく、こういうような懇親会等には、飲まなくても参加しやすい雰囲気をつくる、また、飲んでいる間は正常な判断ができないことがあることを忘れない、飲酒後についても、判断が低下した状態で飲酒運転につながるおそれがあるというような状況をつくらない、というような対応策を考えました。

交通事故につきましては、具体的に事故が起こるときにどんなことがあったのであろうかということで、運転前、運転中、運転事故後について分析をしました。例えば、運転前であれば、渋滞を避けるためカーナビに従い、街灯のない不慣れな道を走行することになった、運転中は普段、車がほぼ通行していない道路であったため、進行してくる車輛はないものと思い込み油断していた等があります。

対応策としては、これらの内容を踏まえ、事故はいつでも誰にでも起こることを念頭に置き、自分の運転を見直すということです。

同じように体罰については、その分析として、たたくことは体罰であると認識していたが、児童が言葉での指導に従わなかったため、怒りを抑えられなかった。自分のこうするべきという考え方が強く、児童生徒の言動に対する許容範囲が狭かったということがあります。

対応策としては、いつときの感情で行動せず、場所を変える、時間を置くなどして冷静に児童生徒の指導にあたる。指導が困難な場合は、個人で抱え込まず、管理職、ほかの教員に報告、相談をする等です。

4 ページをお願いします。個人情報の紛失、漏えいについては、そもそも個人情報の重要性に対する意識が低い。スマートフォンを紛失したという場合がありますが、紛失したスマートフォンから個人情報が漏えいするという認識が非常に甘かったということもあります。

対応として、まずは個人情報が漏えいした場合の被害、影響が甚大になることを改めてまず認識をしてもらい、基本的には持ち出さず、やむを得ず持ち出す場合には、正しい手続きで管理職の許可を得るという部分も徹底する等です。

5 ページをお願いします。「2 県立学校長による学校における行動計画の策定」です。今回の不祥事を受け、学校の特性や課題を踏まえ、各学校ごとに不祥事根絶に係る行動計画を2月中に策定しました。行動計画の例として、生徒とは個人的なSNS、電子メールのやり取りを行わない、面談においてコンプライアンスについてとい

う項目で対話する時間を確保する、等々があります。

この行動計画については、県教委が聴き取り、それぞれの学校の内容を県立学校全体で共有できるようにするとともに、また、期首面談等の面談の場を用いて取組の状況を確認します。

3は、校長の出張旅費の不正受給ということがありましたので、これの再発防止として、これまでは校長自身が命令・決裁するようになっていたことを、校長の旅行については、事務長を承認者に追加し、決裁まで確認する。また、出張後にも事務長への報告を行い、さらに事務室で旅費支給の手続きを行う場合に確認するということになりました。

「4 初任者研修及び年次別研修」、「5 管理職選考試験」、「6 校長による教職員面談・相談」については、今後、このような取組を行ってまいります。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

森脇委員

この取組について、教職員にどのような形で伝えるのか教えてください。

教職員課長

このような取組をするというのは、既に流してあるところですが、特に1番の不祥事の分析及び対応策というところを、もう少し詳しくつくって、学校に周知するとともに、これをもって各学校の研修で活用してもらおうよう考えております。

森脇委員

文書通知をするということですね。わかりました。

大森委員

大学でもこういうことはよくあることなので、わかるところがあるんですが、例えば個人情報の紛失・漏えいというのは、どこの教育界でも課題となっている。わかっているんだけど、やってしまうという、習性的な忙しさの中で、うっかりミスというのがあったりします。

先ほど、森脇委員も言われましたが、どうやって普及するか。普及するだけじゃなくて、例えば、チェックリストをして、半期に一度ほど、各教員が絶えず意識するというような仕組みとといいますか、仕掛けをしておかないと、文書通知とか通知や口で言っているけど、結局、忙しいとパパッとやっちゃって、後からやっちゃいましたというのが報告で出てきますので、その辺の普及の方法は、かなり仕組みが必要かと思うんですが、その辺はどうですか。例えば、こういう先ほどのリーフレットみたいなものをつくってもらったりとか、シールみたいなものを張ってもらったりとか、そういうことも必要になるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。

教職員課長

現在でも個人情報の漏えいは、今に始まったことではございませんと。おっしゃる通りにチェックリストをつくって、学校で必ずチェックするようにはしておりますし、個人情報を持ち出す際のルール、原則は持ち出さない、持ち出す場合は、必ず管理職

に言って、必要な簿冊にそれを書いて持ち出すというルールはあります。あるんですが、このようにこういうことが出てくるというのは、やはり我々は絶えずこういう話をしていって、やはりこの案件は古いようであって、まだまだなくならないということ、意識づけをしていかなければと思っております。

大森委員

回数を増やしてもらうことが必要になるかと思うんですが。

黒田委員

細かいことで本当に申し訳ないのですが、1ページの(1)の対応策の4つ目ですが、自家用車には同乗させないとし、やむを得ない場合は必要な手続きを行うというのが、具体的にどんな手続きですか。

教職員課長

例えば、クラブ活動の引率につきまして、公共交通機関の運行密度の非常に低い学校、要は何時間に1本というような学校については、あらかじめ、保護者から了解の文書を取った上で、そういう場合は自家用車に乗せることができる。ただし、きちっと保険に入っていることとか、いろんな条件はありますが、それを満たした上で、事前に保護者の承諾を受け乗せることがあります。

黒田委員

それはもちろん教職員の方はわかっていらっしゃるんですね。

教職員課長

はい。

原田委員

保護者という立場で、微妙な表現だなと思ったところが、1ページの児童へのわいせつ行為に対する分析というところで、「教職員が自分だけ信頼されていると錯覚し」とあるんですが、保護者の立場からすると、確かに学校全体を信頼できればいいんですが、この先生になら我が子のこういったところを相談しやすいというのは、現実あります。そのときに、それを錯覚と言ってしまっているのかという、不祥事ということが起こって、わいせつ行為が起こって、結果的には分析結果、こういったところはわからなくもないのですが、不祥事がない事例における学校生活においては、先生の錯覚という言葉は、ちょっと表現としてという部分もあります。

教職員課長

おっしゃるように、教員と生徒のまずは信頼関係があってからこそ、その教員だったら話ができるかなとお子さんたちは思ってもらえることだと思っておりますし、それに対して教員は誠実な対応をしていかなければならないと思っております。

他方、我々は今回、わいせつ行為に至った過程として、最初はそうだったけれども、これがきっかけとなって、やってはならないことをしてしまったということがあるので、決して信頼されているということがだめだということではなくて、これによって不祥事を起こってしまったところが錯覚しているというところなんです。

原田委員

更に言うと、対応策のところでは児童生徒から相談を受けたら、管理職への報告、他

の教員に情報共有ということが、確かに不祥事が起こったことに対しては、こういう錯覚が及ぼしたとなりますが、対応策はこうなると、何か相談を受けたときには、常に管理職に報告しなければいけないのか、こういう経緯が、保護者の立場、子どもたちの立場からすると、必ずしもそうしてほしいわけではないのにとということになりかねないんじゃないかというのが、感じるところです。

教職員課長

おっしゃるように、何もかも全ての学校の教員で共有するべき問題ではないものもたくさんあります。お子さんが意を決してお話されたこと、もしくはデリケートなご相談もあるとは思いますが、なので、全部が全部、みんなで共有する必要は、私はないと思っておりますが、やはり学校を管理する立場の管理職としては、お子さんが今、こういうことで悩んでいらっしゃる。それをこの教員が、今、このように対応しているというのは知っておくべきではないかと考えております。

原田委員

わかりました。問題が起こったところの対応策としては、そういったことも重要である反面、学校サイドで起こっている現場というのは、そういったところも十分把握していただいているのであれば、その辺を周知徹底していただければいいかなと思います。

教育長

きちんとそういうことが起こってしまうということを、順序立ててもう一度、説明しておいたらどうですか。

教職員課長

そうですね。事案によっては、その教員をすごく信頼していろいろ相談をしておいて、その教員も私に対応しますと言って話をしている中で、その中身を管理職も知らないまま、その対応をしていくうちに、やってはいけないことをやってしまったという事例もございますので、自分が対応しますだけではなくて、この相談を受けて具体的にこういうことをしますという話は、やはり必要な部分ではあるかと考えております。

原田委員

そうすると、子どもたちの相談を受けたら例外なく管理職へは報告するという形になりますよ。

教職員課長

そうですね、例外なくというのは、指導は教員が個人で行うものではなくて、学校全体で行うものかなと考えております。

黒田委員

1 ページの公務で必要がなくなった個人情報速やかに削除するというのは、全ての先生において、そういうふうにしていきましようという警告なんでしょうか。

教職員課長

今までこういうことは言っていなかったのですが、やっぱりそれは担任の関係が切れる、クラブの関係もご卒業される等があった場合には、これらは全部個人情報でございますので、必要のない部分は削除するというのが要るかと思っています。

黒田委員

けっこう、中学校、高校の先生って、とても信頼関係を築いて、社会人になっても相談をしたりとか、そういうご縁を大切にしているケースのほうが多いのかなとは感じますが。難しいんですが、確かに一対一で部屋のドアを開けましょうということはあるんですが、ここはどうなのかなというのは、今、私も非常に悩むところではございますね。

大森委員

私もそれ、同じことですが。卒業生連携といったことを考えると、ここは原則じゃないかなと思います。

教職員課長

おっしゃるように、例えば、卒業生してから、クラスが変わってからも当時の担任顧問を慕って頼ってくる例も多いことは事実だと思います。

他方、学校への連絡の取り方は、個人でなくても、その学校にとった上で、また連絡をするという、いろんな方法はあると思います。

今、我々は不祥事防止という視点で捉えているので、視野が狭いのかもかもしれません。

今後、これも含めて、教員と生徒について、SNSとどうかかわっていくのかというのは、今後、ルールも含めて教育委員会全体で検討していかなければならないと考えております。

教育長

いろんな形でSNSが発達して、ルールというのも必要だと思いますし、その場合によって私はこういうことは違うと思うので、きちんとしたルールにしないと、教員も困るし、こういったご意見は本当に参考にさせていただいて、ルールづくりの必要性は、こちら側も認識したと思うので、ぜひ、お願いをしたいと思います。私の立場からではおかしいですが、お願いします。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第60号 三重県教育改革推進会議の委員の任免について (非公開)

辻教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第61号 職員の懲戒処分について (非公開)

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第62号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第63号 職員の人事異動について（県立学校）について（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第64号 職員の人事異動について（市町立小中学校について）（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告5 平成31年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）

早川教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

報告6 平成31年度県立学校教職員の人事異動報告について（非公開）

早川教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

報告7 平成31年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について（非公開）

早川教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。